

松戸市新規会社設立登録免許税 補助金のご案内（令和4年度）

本市の特定創業支援等事業の特典

松戸市特定創業支援等事業の証明を受けた方を対象に、市内で新規に会社設立を行った場合に登録免許税等の経費の一部を補助します。



証明を得るために必要な支援内容と回数 ※下記のいずれかを受けることが必要です

起業・経営相談	1ヵ月以上にわたり4回以上の相談を受けること。
創業塾	全8回中6回以上出席すること。 回数が満たない場合は、個別に相談（フォローアップ）を受けることで対応可。
インキュベーション施設での相談	1ヵ月以上にわたり4回以上の相談を受けること。
創業継続相談	1ヵ月以上にわたり4回以上の相談を受け、松戸商工会議所から推薦書を取得すること。
創業スクール	全4回全て出席した後で、フォローアップを受けること。

主な申請要件	内容
補助対象経費 及び補助金額	登録免許税（75,000円が限度） ・株式会社を設立する場合 75,000円 ・合同会社、合名会社、合資会社を設立する場合 30,000円 定款認証手数料（50,000円が限度） ・株式会社を設立する場合のみ ※合算して125,000円が限度です。 ※会社法に定める会社を設立する場合のみが対象です。
補助対象者	下記のすべての要件を満たす者 ・代表者が松戸市の発行した特定創業支援等事業の証明を受けていること ・創業予定者または事業を開始してから5年を経過していない者 ・代表者の住所地について市区町村税の滞納がないこと
補助回数の制限	・同一申請者あたり1年度につき1回 ・同一申請者が同一内容で、国・県・他の市町村等が実施する他の補助金等の交付を既に受けている又は申請している場合は申請できません。 ・予算の範囲内で先着順となります